

○飯塚市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱

平成23年3月10日

飯塚市告示第56号

改正 H26-25、H29-4、H29-69、R5-412

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、市有財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下「庁舎等」という。)の余裕部分(以下「貸付物件」という。)を貸し付ける方法により飲料水等の自動販売機を設置させる場合の取扱いについて、飯塚市公有財産管理規則(平成18年飯塚市規則第63号。以下「規則」という。)その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付物件の基準等)

第2条 貸付物件の貸付けにあたり、庁舎等内における設置場所、貸付面積、自動販売機の種類及び台数については、市長が定める。

2 前項の規定により定める貸付面積は、法第238条の4第2項の規定に基づき、庁舎等の用途又は目的を妨げない面積を限度とする。

(貸付けの相手方の選定)

第3条 行政財産の貸付けの相手方は、原則として、貸付料について一般競争入札(以下「入札」という。)を行い選定するものとする。

2 前項の入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(最低貸付料)

第4条 最低貸付料は、規則第21条の2において準用する規則第27条の本文の規定に基づき算出した額とする。ただし、すでに貸付実績がある物件(以下「貸付実績物件」という。)については、直近の販売実績から算定した年間販売実績(消費税を除く。)の20%とする(以下「貸付基準額」という。)。その額に1,000円未満の端数がある時はこれを切り上げた額とする。

2 前項ただし書きの場合において、同一施設内で複数の貸付実績物件があり、隣接等により同じ条件で入札を行うことが適当であると市長が認めるときは、同項で算定したそれぞれの貸付基準額を合算し、合算した貸付実績物件数で除した額(当該額に1,000円未満の端数がある時はこれを切り上げた額)を当該貸付実績物件の最低貸付料とする。

(H26-25、R5-412一改)

(貸付料の算定及び改定)

第5条 各年度の貸付料は、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものについては、前条に定める最低貸付料以上で落札した価格を契約期間の総年数で除した額(以下「入札按分額」という。)とし、消費税法第6条の規定により非課税とされるもの以外のものについては、入札按分額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。ただし、契約期間に1年未満の端数がある場合の入札按分額は、落札価格を契約期間の総日数で除し、それぞれの年度に属する日数を乗じて得た額とする。

(H29-4一改、H29-69全改)

2 入札按分額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を入札按分額とし、年度ごとの入札按分額の合計額と落札価格に差額が生じたときは、当該差額を貸付初年度の入札按分額に加算する。

(H29-69追加)

3 貸付料は、契約期間中は改定しないものとする。

(H29-69繰下)

4 契約期間中に消費税法第29条に定める消費税率又は地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に定める地方消費税率が改正された場合は、改正後の税率に基づき貸付料を算定し、変更契約を締結するものとする。

(H29-69追加)

(貸付けの方法)

第6条 貸付けの方法は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 建物の余裕部分の貸付け 原則として、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。

(2) 建物等の敷地の余裕部分の貸付け 民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく土地の賃貸借契約によることを原則とし、臨時設備の設置が必要な場合には借地借家法第25条の一時的な借地権の設定によるものとする。

(貸付契約)

第7条 貸付けの相手方となる自動販売機の設置事業者(以下「設置事業者」という。)を決定したときは、設置事業者との間で貸付契約を締結するものとする。

2 貸付契約を締結するときは、設置事業者に対し、貸付期間中における貸付物件の用途を「自動販売機の設置及び運営場所」に指定するものとする。

3 前項の規定により指定した用途の変更は、行わないものとする。

(貸付期間)

第8条 貸付期間は5年以内とし、貸付期間の更新は行わないものとする。

(貸付料の納付)

第9条 貸付料は、貸付期間中の年度ごとに、市長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(H29-69一改)

(売上報告)

第10条 設置事業者は、貸付契約に係る自動販売機の毎月の売上金額を、市長が指定する期日までに報告しなければならない。

(電気料等)

第11条 貸付契約に基づき設置した自動販売機の電気料は、設置事業者の負担とする。

2 電気料は、設置事業者においてあらかじめ自動販売機に設置した専用メーターにより算定するものとする。

3 庁舎等の電源から自動販売機までの配線に要する経費、自動販売機を設置することにより庁舎等の電源の改修等が必要となる場合の当該経費及び自動販売機の撤去に要する経費は、設置事業者の負担とする。

(現状変更等の禁止)

第12条 設置事業者は、貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、特段の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 設置事業者は、貸付物件の賃借権を譲渡し、又は貸付物件を転貸してはならない。

(遵守事項)

第13条 設置事業者は、貸付物件を第7条第2項により指定した用途に供するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。

(2) 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

(3) 使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理を行うとともに、自動販売機、回収ボックス及び自動販売機周辺を清潔に保ち、庁舎等の美化推進に協力すること。

(4) 関係法令等の遵守を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

(5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に

設置するとともに、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年1月5日 告示第4号)

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の飯塚市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月15日 告示第69号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年12月27日 告示第412号)

この告示は、告示の日から施行する。